

令和 2 年度

# 事業概要

環境局

## 目次

I	環境局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和2年度 主要事業	5

## 環境局の概要

1. 局長 福本 富夫
2. 局の職員数 1,115人（令和2年4月1日現在）
3. 令和2年度予算の概要

(1) 一般会計 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	3,503,365	6 環境費	22,427,644
18 国庫支出金	506,010		
19 県支出金	40,708		
20 財産収入	29,981		
21 寄附金	1,120		
22 繰入金	2,745		
24 諸収入	2,838,276		
25 市債	2,072,900		
歳入合計	8,995,105	歳出合計	22,427,644

## Ⅱ 組織と事務分掌

### 環境政策課

#### <総務係>

- (1)局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)局職員の人事に関すること（行財政局人事課及び事業管理課の所管に属するものを除く。）。
- (3)局の予算の経理に関すること。
- (4)補助事業の申請、報告及び精算に関すること。
- (5)神戸市環境事業基金の管理に関すること。

#### <計画係>

- (1)神戸市環境保全審議会に関すること。
- (2)環境保全基本計画に関すること。
- (3)環境保全に係る基本的施策の調査及び企画に関すること。
- (4)一般廃棄物に関する基本計画（施設整備計画を含む。）の策定及び推進に関すること。
- (5)廃棄物の処理の統計、調査、研究、企画及び改善に関すること。
- (6)災害廃棄物に係る計画及び調整に関すること。
- (7)家庭系一般廃棄物の指定袋制度に関すること。

#### <企画推進係>

- (1)家庭系一般廃棄物の2R（リデュース及びリユースをいう。）に関する事業の企画、推進、広報及び啓発に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物のリサイクル制度についての統計、調査、企画、設計、広報及び啓発に関すること。
- (3)資源の集団回収に関すること。
- (4)神戸市リサイクル工房に関すること。

#### <地域環境政策係>

- (1)神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月条例第48号）に関すること（須磨海水浴場及び海浜公園における過料の処分に係る事務を除く。）。
- (2)美緑花神戸まちづくり（美化、緑化等を図る運動をいう。）及び環境美化の推進（街頭ごみ容器の設置に係る事務を除く。）に関すること。
- (3)地球環境市民会議に関すること。
- (4)エコタウン（市民が主体となって環境にやさしいまちを形成していくことをいう。）の推進に関すること。
- (5)環境教育の企画及び推進に関すること。
- (6)学校教育との連携に関すること。
- (7)環境に関する情報の発信及び環境学習の支援に関すること（環境都市課の所管に属するものを除く。）。
- (8)神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（平成28年6月条例第8号）に関すること。
- (9)空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）に関すること（廃棄物及び物の堆積に係るものに限る。）。

### 事業管理課

- (1)課及び施設課の庶務並びに課、業務課、施設課、事業所、自動車管理事務所、クリーンセンター及び布施畑環境センターの事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)局職員の安全衛生に関すること。
- (3)局職員の公傷病に関すること。
- (4)課、業務課、施設課、事業所、自動車管理事務所、クリーンセンター、布施畑環境センター及び淡河環境センターの人事に関すること。
- (5)工事の施行手続に関すること。
- (6)一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（徴収を除く。）。

#### <。>

- (7)局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。
- (8)一般廃棄物の資源化に係る作業計画並びに連絡及び調整に関すること。
- (9)淡河環境センター及び資源リサイクルセンターに関すること（施設課の所管に属するものを除く。）。
- (10)大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。
- (11)クリーンセンター及び埋立処分地の公害防止に関すること。
- (12)局の所管に係る施設に関する環境影響評価に関すること。
- (13)廃棄物の有効利用に係る技術に関すること。
- (14)埋立処分地の技術管理及び保全（土木技術に関するものに限る。）に関すること。
- (15)局の所管に係る土木工事の設計、調査、見積り、監督及び検査に関すること。
- (16)埋立てに係る作業計画並びにこれに伴う布施畑環境センター及び淡河環境センターとの連絡及び調整に関すること。

#### 以下4類事業所

淡河環境センター、資源リサイクルセンター

### 業務課

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)一般廃棄物の処理作業の計画及び指導に関すること。
- (3)処理作業に係る事業所、自動車管理事務所、クリーンセンター及び布施畑環境センターとの連絡及び調整に関すること。
- (4)家庭系一般廃棄物の排出に係る指導に関すること。
- (5)家庭系一般廃棄物の分別の推進に関すること。
- (6)家庭系一般廃棄物の分別に係る広報及び啓発に関すること。
- (7)廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関すること（環境政策課企画推進係及び事業系廃棄物対策課の所管に属するものを除く。）。
- (8)一般廃棄物（事業系し尿に限る。）の搬入に係る手数料に関すること。
- (9)一般廃棄物処理業（事業系し尿の収集又は運搬を業とするものに限る。）の許可及び指導監督に関すること。
- (10)高松作業所に関すること。
- (11)開発行為等に伴う指導及び審査に関すること（ごみステーションその他の廃棄物等の集積施設に係るものに限る。）。
- (12)廃棄物等の保管場所等の届出等に関すること。
- (13)市が設置する街頭ごみ容器の収集運搬等に関すること。
- (14)河川の環境の整備に関すること（兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。）。
- (15)市民トイレ等に関すること。
- (16)安全運転の推進及び運転事故の防止対策に関すること。

### 施設課

- (1)局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事（土木工事を除く。）の設計、監督及び検査に関すること。
- (2)一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画並びにクリーンセンター及び破砕施設との連絡及び調整に関すること。
- (3)埋立処分地の技術管理及び保全（土木技術に関するものを除く。）に関すること。
- (4)一般廃棄物の処理技術に関すること。
- (5)妙賀山クリーンセンター、荊藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンターに関すること。
- (6)処理施設の整備に係る事業所、自動車管理事務所、クリーンセンター、布施畑環境センター、淡河環境センター及び

資源リサイクルセンターとの連絡及び調整に関すること。

＜妙賀山クリーンセンター＞（３）

- (1)妙賀山クリーンセンターの管理及び運営に関すること。
- (2)一般廃棄物の中継に関すること。
- (3)前２号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

＜荻藻島クリーンセンター＞（３）

- (1)荻藻島クリーンセンターの管理及び運営に関すること。
- (2)一般廃棄物の中継に関すること。
- (3)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
- (4)前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

＜落合クリーンセンター＞（３）

- (1)落合クリーンセンターの管理及び運営に関すること。
- (2)一般廃棄物の中継に関すること。
- (3)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
- (4)前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

**事業所（２）【東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西】**

- (1)環境局事業所の庶務に関すること。
- (2)作業用機材及び労務に関すること。
- (3)自動車の配車の計画及び運行の管理に関すること。
- (4)安全衛生に関すること。
- (5)自動車事故に関すること。
- (6)環境整備事業及び家庭系一般廃棄物の排出に係る啓発指導に関すること。
- (7)市民の要望等の処理に関すること。
- (8)廃棄物の違法処理の監視に関すること。
- (9)所管の不動産及び施設の現場管理に関すること。
- (10)一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る手数料の徴収に関すること。
- (11)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- (12)作業の実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (13)処理施設の管理に関すること。
- (14)前各号に掲げるもののほか、環境整備（溝に係るものを除く。）に関すること。

**自動車管理事務所（２）**

- (1)自動車管理事務所の庶務に関すること。
- (2)自動車管理事務所の安全衛生に関すること。
- (3)環境整備用自動車（以下自動車管理事務所において「自動車」という。）の設計、改良及び調達に関すること。
- (4)自動車の整備及び検査に関すること。
- (5)機材、燃料、潤滑油等の調達、受払い及び管理に関すること。
- (6)機材の修理に関すること。
- (7)自動車の事故に関すること。
- (8)前各号に付随する事務に関すること。

**クリーンセンター（２）【東・港島・西】**

- (1)クリーンセンターの庶務に関すること。
- (2)一般廃棄物の搬入に関すること。
- (3)一般廃棄物の焼却に関すること。
- (4)一般廃棄物の破砕に関すること（港島クリーンセンターに限る。）。
- (5)焼却灰の処分に関すること。
- (6)クリーンセンターの安全衛生に関すること。
- (7)所管の不動産及び施設の現場管理に関すること。

(8)クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。

- (9)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。
- (10)作業実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (11)前各号に付随する事務に関すること。

**布施畑環境センター（２）**

- (1)センターの庶務に関すること。
- (2)一般廃棄物の搬入に関すること。
- (3)一般廃棄物の埋立に関すること。
- (4)一般廃棄物の破砕に関すること。
- (5)センターの安全衛生に関すること。
- (6)所管の不動産及び施設の現場管理に関すること。
- (7)センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (8)最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。
- (9)作業実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (10)前各号に付随する事務に関すること。

**事業系廃棄物対策課**

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)一般廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督に関すること。
- (3)作業管理体制の指導及び改善に関すること。
- (4)一般廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。
- (5)一般廃棄物の再生利用及び処理技術に関すること。
- (6)一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。）の収集又は運搬に係る手数料に関すること（当該手数料を徴収することを除く。）。
- (7)事業系廃棄物の減量化及びリサイクルの企画及び推進に関すること。
- (8)事業用建築物における廃棄物の再利用等による減量の指導に関すること（保管場所その他これに類するものに係るものを除く。）。
- (9)事業系一般廃棄物の排出に係る指導に関すること。
- (10)不法投棄の防止及び対策に関すること。
- (11)産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成 15 年兵庫県条例第 23 号）に関すること（環境保全部環境保全指導課水・土壌環境係の所管に属するものを除く。）。
- (12)自社で排出する産業廃棄物の保管行為に係る規制及び指導に関すること。
- (13)産業廃棄物処理業者の指導及び育成に関すること。
- (14)産業廃棄物処理業の許可及び審査に関すること。
- (15)特別管理産業廃棄物の監視及び指導に関すること。
- (16)産業廃棄物処理施設の設置に係る許可及び審査に関すること。
- (17)産業廃棄物処理施設の維持管理に係る規制及び監督に関すること。
- (18)産業廃棄物の再生利用及び処理技術に関すること。
- (19)建設工事に係る資材の再資源化等に関すること（建築住宅局建築指導部建築調整課建設リサイクル係の所管に属するものを除く。）。
- (20)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）に関すること。
- (21)使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に関すること。
- (22)有害使用済機器の保管及び処分に関する審査及び指導に関すること。

## 環境保全部

### 環境都市課

- (1)部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)環境に配慮した都市づくりに係る施策の企画及び推進に関すること。
- (3)地球温暖化の防止その他の地球環境問題に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (4)省エネルギーに関する施策の企画及び推進に関すること。
- (5)再生可能エネルギーに関する施策の企画及び推進に関すること(企画調整局つなぐラボの所管に属するものを除く。)
- (6)環境保全協定に関すること。
- (7)環境物品等の調達の推進等に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (8)環境影響評価に関する制度の企画、運営及び啓発に関すること。
- (9)環境影響評価に関する制度に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (10)神戸市環境影響評価等に関する条例(平成9年10月条例第29号)に関すること。
- (11)神戸市環境影響評価審査会に関すること。
- (12)環境影響評価に係る指導及び審査に関すること。
- (13)開発事業計画に係る自然環境保全に関する関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (14)生物多様性の保全に係る施策の企画及び推進並びに連絡及び調整に関すること。
- (15)神戸市生物多様性の保全に関する条例(平成29年10月条例第7号)に関すること。
- (16)環境監視システムの管理及び運営に関すること。
- (17)発生源監視システムの管理及び運営に関すること。
- (18)環境測定局等の運営に関すること。
- (19)公共用水域の監視及び調査に関すること。
- (20)大気汚染に係る基礎調査に関すること。
- (21)水質保全に係る基礎調査に関すること。
- (22)大気汚染予測及び緊急時広報に関すること。
- (23)有害化学物質に係る調査及び施策の推進に関すること。
- (24)ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に係る常時監視に関すること。
- (25)環境監視結果の評価及び公表に関すること。
- (26)神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(平成30年12月条例第14号)に関すること。
- (27)市民の水辺事業に関すること。

### 環境保全指導課

#### <大気・交通環境係>

- (1)課の庶務に関すること。
- (2)大気環境及び交通環境(交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。以下同じ。)の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (3)大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)に関すること。
- (4)環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)に係る大気環境及び交通環境の保全に関すること。
- (5)大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止技術及び交通環境の保全技術の調査及び研究に関すること。
- (6)大気汚染、悪臭、騒音、振動及び交通環境に係る環境影響評価の技術手法の調査及び研究に関すること。
- (7)開発行為等に伴う指導及び審査(環境保全及び交通環境に係るものに限る。)に関すること(環境都市課及び水・土壌

環境係の所管に属するものを除く。)

- (8)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定に基づく届出に関すること。
- (9)公害等調整委員会事務局との連絡及び調整に関すること。
- (10)ダイオキシン類対策特別措置法に関すること(環境都市課及び水・土壌環境係の所管に属するものを除く。)
- (11)神戸市光化学スモッグ健康被害者認定審査会に関すること。
- (12)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の規定に基づく届出制度の運営及び啓発に関すること。
- (13)神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例(平成14年4月条例第8号)に関すること(建築住宅局建築指導部建築安全課指導係の所管に属するものを除く。)

#### <水・土壌環境係>

- (1)水環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2)水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に関すること。
- (3)環境の保全と創造に関する条例に関すること(水環境の保全に係るものに限る。)
- (4)浄化槽法(昭和58年法律第43号)に関すること(建築住宅局建築指導部建築安全課建築安全係の所管に属するものを除く。)
- (5)浄化槽保守点検業者の登録並びに一般廃棄物処理業(浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。)の許可及び指導監督に関すること。
- (6)生活排水に係る施策の推進に関すること。
- (7)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)に関すること。
- (8)地下水の水質の監視及び調査に関すること。
- (9)海水浴場の水質保全に関すること。
- (10)水質等に係る環境影響評価の技術手法の調査及び研究に関すること。
- (11)土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に関すること。
- (12)ダイオキシン類対策特別措置法に係る排水及び土壌汚染に関すること。
- (13)産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に係る土壌汚染に関すること。
- (14)開発行為等に伴う指導及び審査に関すること(水環境又は土壌環境の保全に係るものに限る。)

### Ⅲ 令和2年度 主要事業の概要

#### 1 総 括

本市は、全国に先駆けた昭和47年の「人間環境都市宣言」以来、環境問題を市政の重点施策のひとつとして取り組んでおり、地球温暖化対策をはじめとする持続可能な社会の実現に向け、多様なエネルギーの活用や省エネルギーの推進、ごみの減量や資源化、神戸の豊かな自然環境や健全で快適な都市環境の保全などに取り組んできた。

令和2年度予算では、人口減少・超高齢社会の進展やライフスタイルの多様化、在住外国人の増加やICT技術の進化など時代の変化に対応しつつ、市民・事業者・行政などすべての主体の協働と参画をさらに進め、「自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸」として、「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」、「資源を有効活用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会」、「生物が多様で豊かなくらしと社会」、「安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会」の実現に取り組んでいく。

そして、これらの取り組みの積み重ねにより、環境問題の解決に先導的な役割を果たしつつ、選ばれる都市の実現に取り組んでいく。

#### 2 主要事業の概要

##### (1) 再生可能エネルギーの導入促進など地球温暖化防止施策の推進

###### ○みんなで進めるエコなまちづくり事業（環境都市課）

マイボトルの利用や宅配便ロッカーの利用等のエコアクションを実践していた市民に対して、スマートフォンアプリ「イイことぐるぐる」のポイントを活用することにより、市民の環境行動をさらに促進する。

###### ○災害拠点への再生可能エネルギー導入促進事業（環境都市課）

災害時に非常用電源として活用可能な再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減および地域防災力の強化を図るため、福祉避難所に指定されている民間福祉施設が、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立分散型エネルギー設備を導入する場合に、導入経費の一部に対する補助を行う（上限300万円）。

### ○家庭用蓄電池普及事業（環境都市課）

固定価格買取制度（FIT制度）の買取期間（10年間）が順次終了していることから、売電から自家消費への切り替えを促し、太陽光発電システムの継続利用と普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システムと接続する家庭用蓄電池を導入する場合に、導入経費の一部に対する補助を行う（1kWhにつき2万円、太陽光発電を新設する場合は上限10万円、太陽光発電が既に設置されている場合は上限5万円）。

### ○次世代自動車普及促進事業（環境保全指導課）

燃料電池自動車（FCV）など、次世代自動車の普及を促進するため、令和2年度から、災害による停電時に電動自動車（燃料電池自動車や電気自動車等）から天井照明等への外部給電（神戸モデル）を行うための施設改修費等に対する補助を新設する。また、民間事業者に対し、県と協調して次世代自動車の導入経費の一部に対する補助を行う。

### ○家庭用燃料電池（エネファーム）普及事業（環境都市課）

都市ガス等から取り出した水素と空気中の酸素を使って発電し、発生した熱を給湯に有効利用することでエネルギーの使用量を大幅に削減する家庭用燃料電池（エネファーム）について、導入経費の一部に対する補助を行う（上限3万円）。

## (2) ごみ出しの取り組みの推進

人口減少・超高齢社会の進展やライフスタイルの多様化、国の法令等、時代の変化に対応した持続可能なごみ出しの取り組みを推進する。

平成30年度から順次具体化しており、令和2年度以降も着実に取り組みを進めていく。

### ○高齢者・障がい者への支援（業務課、環境政策課）

令和2年度は、ひまわり収集について要件を緩和し、事業者との連携による見守りを含めた公助によるごみ出し支援を拡大する。また、生活支援サービスを提供する事業者等の紹介や事業者の存在しない地域でのごみ出し支援の仕組みづくりの検討等、共助によるごみ出し支援について取り組みを進めていく。

（緩和後の要件）

高齢者：65歳以上のひとり暮らしで、要介護1以上の者

障がい者：障がいのあるひとり暮らしで、障害支援区分1以上の者

その他：要件を満たさないが、要支援認定者等で必要と認める者

### ○カセットボンベ・スプレー缶（業務課）

全国的にカセットボンベ・スプレー缶の穴あけ時の発火事故が後を絶たないことから、市民の安全確保のため、令和2年度より、穴をあけない方法へルールを変更し、中身を全て使い切った上で、月2回、クリーンステーションへ排出できるようにする。

また少量のカセットボンベ・スプレー缶を出しやすくするため、指定袋以外の中身の見える袋での排出方法に変更する。

### ○水銀廃製品（環境政策課）

水銀の適正処理のため、令和2年度より、蛍光管の買い替え時に排出できるよう、家電量販店やホームセンター、電気店等の蛍光管販売店での拠点回収を開始する。

### ○ガラスびん（環境政策課）

ガラスびんの収集のあり方を検討するにあたり、現在の排出量・排出状況を把握するための調査や排出ルール変更についての市民意見の聴取を行い、課題解決に繋がる方策を検討する。

### ○外国人留学生と日本人学生との協働による国際まち美化事業（業務課）

入国間もない外国人留学生等へごみ出しルール周知を図るため、外国人留学生と日本人学生が協働し、課題のある地域のクリーンステーションでの声かけ、清掃活動等を行う。

日本人学生や地域住民との交流や相互理解を促進するとともに、外国人コミュニティのSNS等を活用した情報発信により、ごみ出しルールの浸透を目指す。

### ○事業系一般廃棄物の排出ルールの変更（事業系廃棄物対策課）

事業系から出るカセットボンベ・スプレー缶についても、令和2年度より、中身を全て使い切った上で、穴をあけずに専用の指定袋で排出するようルールを変更する。また蛍光管等水銀使用製品については、これまで少量であれば一般廃棄物として取り扱ってきたが、令和2年度より、全て産業廃棄物として取り扱う。

### (3) プラスチックごみ問題の解決に向けた取り組み（環境政策課）

世界的な問題となっているプラスチックごみ問題の解決に向けて、簡易包装の選択、マイバッグの利用によるレジ袋の削減、マイボトルの利用促進などプラスチックごみ削減の取り組みを行う。さらに、令和2年7月から予定されているレジ袋有料化義務化については、事業者と連携して市民に向けた普及・啓発を重点的に実施していく。

また、大規模なクリーン作戦において、バイオマスプラスチック素材を用いたクリーン作戦専用ごみ袋の導入などを通して啓発を図っていく。

### (4) 「K O B E ストップ the 食品ロス」運動（環境政策課、事業系廃棄物対策課）

平成30年5月に有識者会議によってまとめられた「食品ロス削減に向けたアクションメニュー」を基に、市民や民間事業者、NPOと連携して食品ロス削減に取り組む。

また、民間事業者と連携し、小売店舗等においてフードドライブ等を活用した啓発キャンペーンの実施やワークショップの開催、食品ロス削減協力店制度の拡大を推進する。

### (5) 資源集団回収活動の支援（環境政策課）

市民・地域団体主体のリサイクル活動の促進を図るため、古紙などの資源集団回収を実施している約2,800団体に対する助成を引き続き行うとともに、資源集団回収への出しやすさの改善のため、常設保管庫の設置助成を継続して行う（上限20万円）。

また、助成金のインセンティブによる拠点回収方式から各戸回収方式への誘導の実施や、資源集団回収未実施地域への回収の働きかけ、雑がみの排出促進のための「雑がみ袋」の配布等を行い、燃えるごみの減量と回収量の増加を図る。

### (6) 事業系ごみの排出量の削減促進（事業系廃棄物対策課）

事業系ごみ排出量の削減や資源化を促進するため、大規模事業所への立ち入り調査を強化するとともに、食品ロスや紙ごみ等の減量化に向けた助言・指導を徹底する。

また、大規模事業所をはじめとした民間事業者の排出実態を具体的に把握するとともに、ごみ削減に取り組む関連事業者との協働の強化など、真に実効性のある施策を検討・構築し、減量・資源化の拡大に向けたさらなる取り組みを推進する。

#### (7) 西クリーンセンター延命化事業（施設課）

稼働後 25 年が経過する西クリーンセンターについて、通常 25 年間程度の稼働期間を 15 年間延長して約 40 年の稼働を目指す長寿命化計画に基づいて、焼却施設や焼却ガス冷却設備、排ガス処理設備等を部分更新する延命化工事を行う（平成 30 年～令和 3 年）。

#### (8) 生物多様性保全活動の推進（環境都市課）

「神戸市生物多様性の保全に関する条例」に基づき、希少野生動植物種の保全、外来種による生態系等に係る被害の防止など、自然共生社会の実現に向けた施策を推進する。

令和 2 年度は、不耕作地や放置竹林の管理・活用などの農業政策と環境政策を融合させた施策やニホンイシガメの保全に向けた調査等にも取り組み、市民等による生物多様性の保全活動の活性化に向けた施策を推進する。

また、生態系や農作物被害、人身被害が発生するおそれがあるニホンジカについて、効果的・効率的な進入・定着防止策を検討するため、ICT機器を活用したより詳細な生息状況調査を行うとともに、近年都市部でも目撃されているアライグマについても、都市部における捕獲体制の強化に向けた生息調査等を行う。

#### (9) 太陽光発電施設の適正な設置および維持管理の確保（環境都市課）

「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、設置を検討している事業者に対して、許可申請又は届出を義務付け、施設基準の適合性等を審査するとともに、既に設置している事業者に対しては、維持管理状況および撤去費用の積立状況等の定期報告を義務付け、施設の安全性・信頼性を高める。

さらに、環境アセスメントの実施が義務付けられる大規模な太陽光発電施設については、事業終了後の施設の放置や、森林伐採による生態系への影響等が懸念されることから、撤去費用の事前積み立てや、残置森林の大幅な確保等を義務付けるために、条例を改正する。

#### (10) 不法投棄および無許可の土砂搬入の防止（事業系廃棄物対策課）

土砂埋立行為について、不適正な処理による災害の発生を未然に防止するとともに、生活環境及び自然環境の保全を図るため、特に、市民生活に影響を及ぼす可能性が高い大規模な土砂埋立行為に対する規制を強化した、新たな市条例を制定する。

また、不法投棄等を防止するため、引き続きヘリコプターやドローンを活用した上空監視や展開調査を実施するとともに、令和 2 年度は不法投棄が多く発生する地域等において、新たに可搬式の不法投棄防止カメラを設置し監視を強化する。

#### (11) 合併処理浄化槽の整備（環境保全指導課）

生活排水処理基本計画に基づき、市街化調整区域において、公共下水道又は農業集落排水処理施設の整備が困難な区域を対象に、生活排水処理に資する 50 人槽以下の合併処理浄化槽整備費の一部を補助することで、生活環境の保全を図る。

また、六甲山・摩耶山の活性化及び生活環境の保全のため、令和 2 年度より、中・大型の合併処理浄化槽に対する補助制度を拡充する。